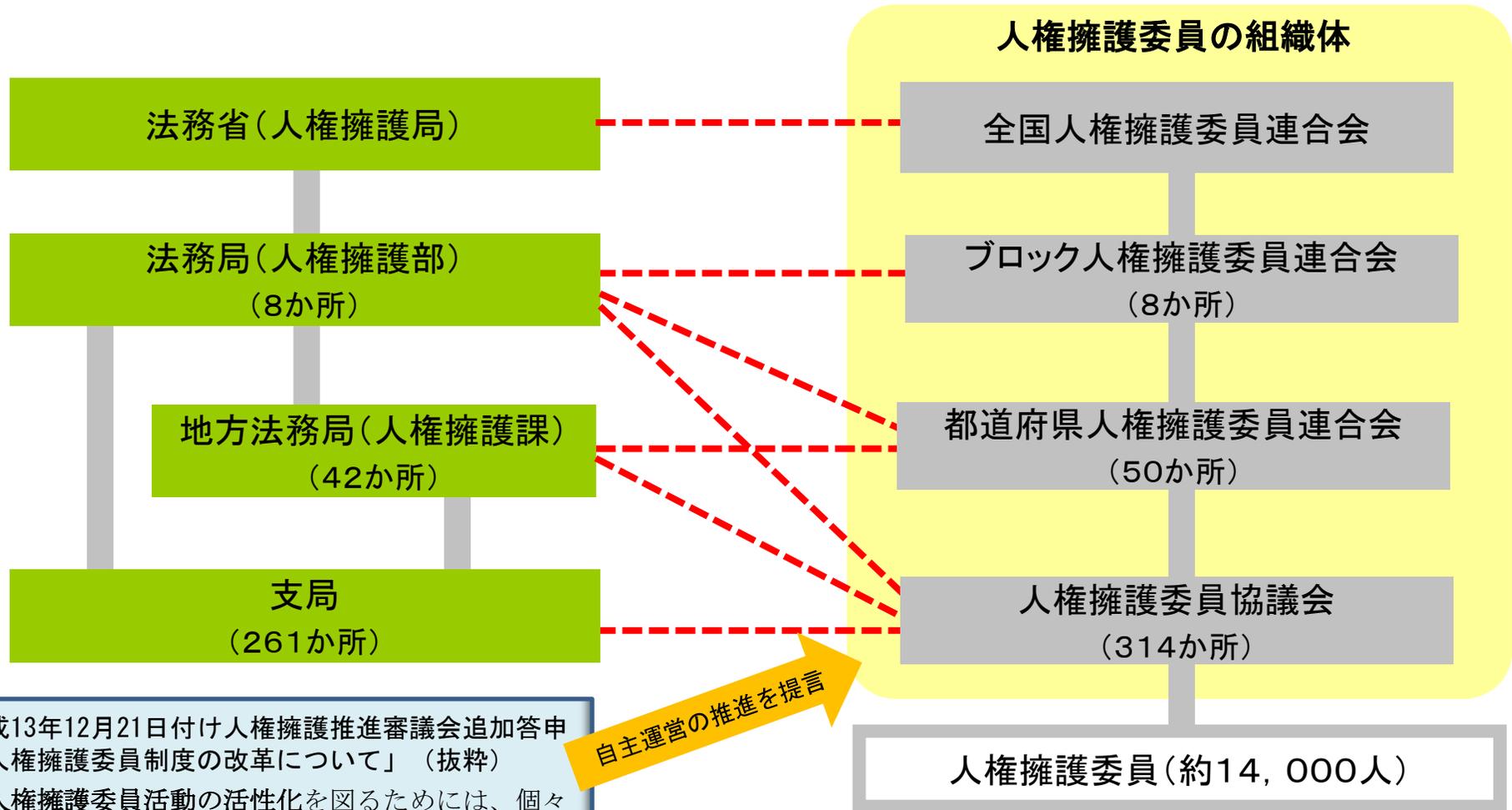


法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図(平成29年4月1日現在)



平成13年12月21日付け人権擁護推進審議会追加答申「人権擁護委員制度の改革について」(抜粋)

人権擁護委員活動の活性化を図るためには、個々の委員活動だけでなく、その組織体の積極的な活動の推進を図る必要がある。

自主運営の推進を提言

国民の基本的な人権の擁護伸長を図るため、官民一体となって活動を展開

法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発活動

国民一人一人に人権を尊重することの重要性を認識させ、人権尊重の理念を日常生活に根付かせていく活動

様々な活動

人権教室、シンポジウム、講演会を始め、テレビ、新聞、ラジオ、インターネットを利用した活動など様々な手法により実施



車いす人権教室

人権相談活動

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言を与えることで問題解決を図る活動

相談ツール

- ・ 面談（常設相談所、特設相談所）
- ・ 電話（みんなの人権110番等）
- ・ メール（SOS - eメール）
- ・ 手紙（子どもの人権SOSミニレター）



SOSミニレター

調査・救済活動

人権侵害の疑いのある事案について、被害者等の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることで問題解決を図る活動

人権侵害事件の措置

- ・ 援助（関係機関等の紹介、働きかけ、法律上の助言）
- ・ 調整（被害者等と相手方等との関係の調整）
- ・ 要請（実効的な対応が可能な者に対する要請）
- ・ 説示（人権侵害の加害者等に対する事理の説示）
- ・ 勧告（人権侵害の加害者等に対する改善の勧告） など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

人権擁護委員制度

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法により法務大臣が委嘱した民間のボランティア
- 人権擁護委員は、職務に関して法務大臣の指揮監督を受ける

使命

人権擁護委員法

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

人数

- ・ 全国の各市町村に約14,000人配置

任期

- ・ 任期3年(再任可)

給与

- ・ 給与は支給されない
- ・ 職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる(実費弁償)

年齢

- ・ 法律上の年齢制限なし(ただし、運用により、原則として初任は68歳まで、再任は74歳まで)

全国の市町村に配置され、民間人の視点に立った地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開

近時 社会の耳目を集める人権課題（重点課題）

従前からの課題

法務省の人権擁護機関では、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」ほか様々な人権課題について、人権啓発や人権相談等に取り組んできたところ、これらの取組を今後も継続して実施していくことで、それぞれの人権状況が後退することのないよう、また、人権擁護の更なる伸長を着実に図っていく必要がある。

重点課題

ヘイトスピーチを含む「外国人」に対する差別

- ・ヘイトスピーチ等による外国人排斥運動
- ・平成26年に国連による勧告を受け、国際社会からも対応に注目
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行（平成28年6月）
- ・外国人の約4割が入居拒否、約4人に1人が就職拒否を経験（平成29年3月「外国人住民調査報告書」）

「LGBT（性的少数者）」に対する差別

- ・職場や学校におけるLGBT差別事案の発生
- ・国内外でLGBT権利保護に向けた動き（与野党による制度化の動き）
- ・地方自治体で同性パートナーシップ条例（東京都渋谷区）等が成立

「障害者」に対する差別

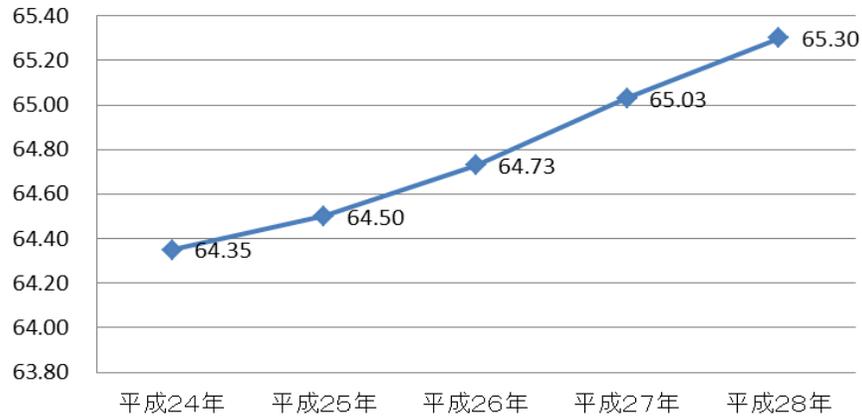
- ・公共施設や飲食店などで障害者差別事案の発生
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（平成28年4月）
- ・「不当な差別的取扱い」の禁止、「障害者への合理的配慮」が法的な義務へ
- ・法務省の人権擁護機関が平成28年に新たに救済手続を開始した事件数が過去最高

インターネット上の人権侵害

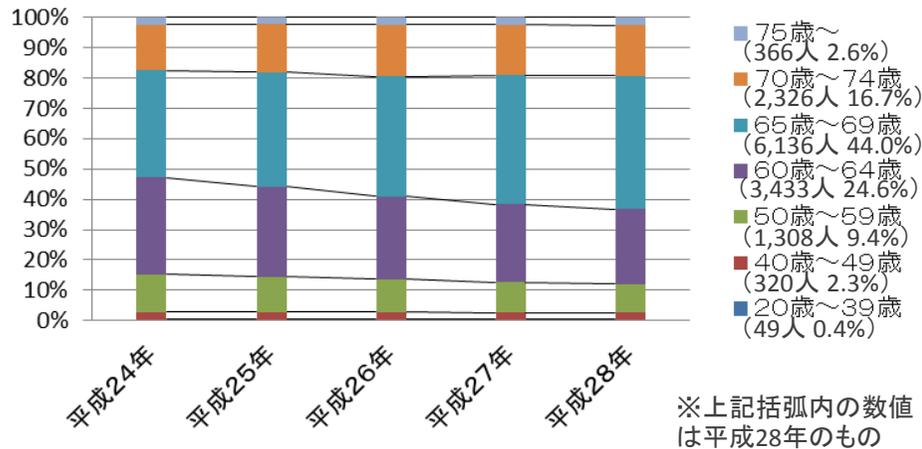
- ・インターネット上での誹謗中傷、個人情報無断掲載、リベンジポルノ等インターネットを悪用した人権侵害事案の発生
- ・いわゆるリベンジポルノ防止法（平成26年）等、インターネット上の人権侵害の解消に向けた関連法の施行
- ・AVへの出演強要やいわゆるJKビジネスによる性的な暴力被害に関するインターネット上への性的な画像の掲載など問題化
- ・法務省の人権擁護機関が平成28年に新たに救済手続を開始した事件数が過去最高、10年間で6.8倍に増加

人権擁護委員の構成

人権擁護委員の平均年齢の推移

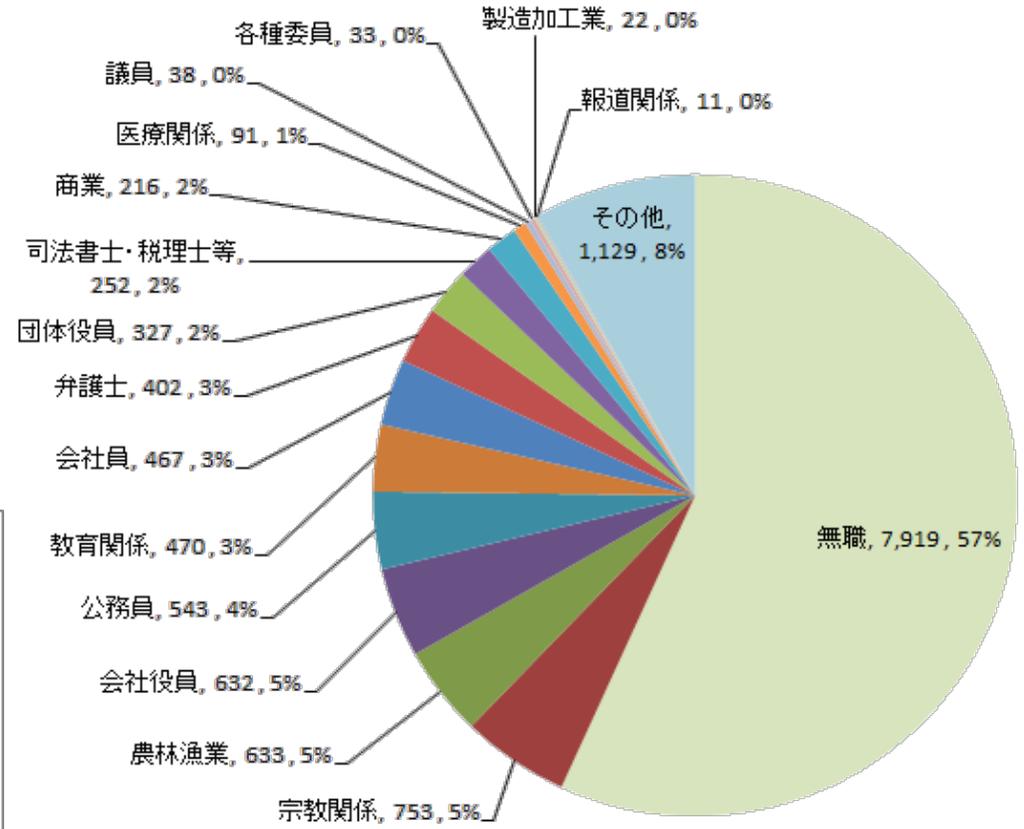


年齢別構成の推移



65歳以上の割合が増加

人権擁護委員の職業



※平成29年1月1日現在

多様な人材で構成されており、専門性をいかした質の高い人権擁護活動を展開

知識・専門性をいかした人権擁護委員の活動

- 教職員経験者

教職員として子どもたちに向き合ってきた経験を生かした人権相談、人権啓発活動、あるいは、学校・教育委員会等との関係をいかした調査救済活動が可能

- 弁護士、司法書士等経験者

法律や手続等の知識をいかし、相談者に対する適切な助言や人権侵犯事件に対する的確な違法性判断が可能

- カウンセラー等経験者

カウンセラーとしての技術や経験をいかし、相談者に寄り添った人権相談が可能

- 医師等経験者

医師としての知識と経験をいかし、医療措置に関する人権相談や人権侵犯事件などで適切な助言が可能

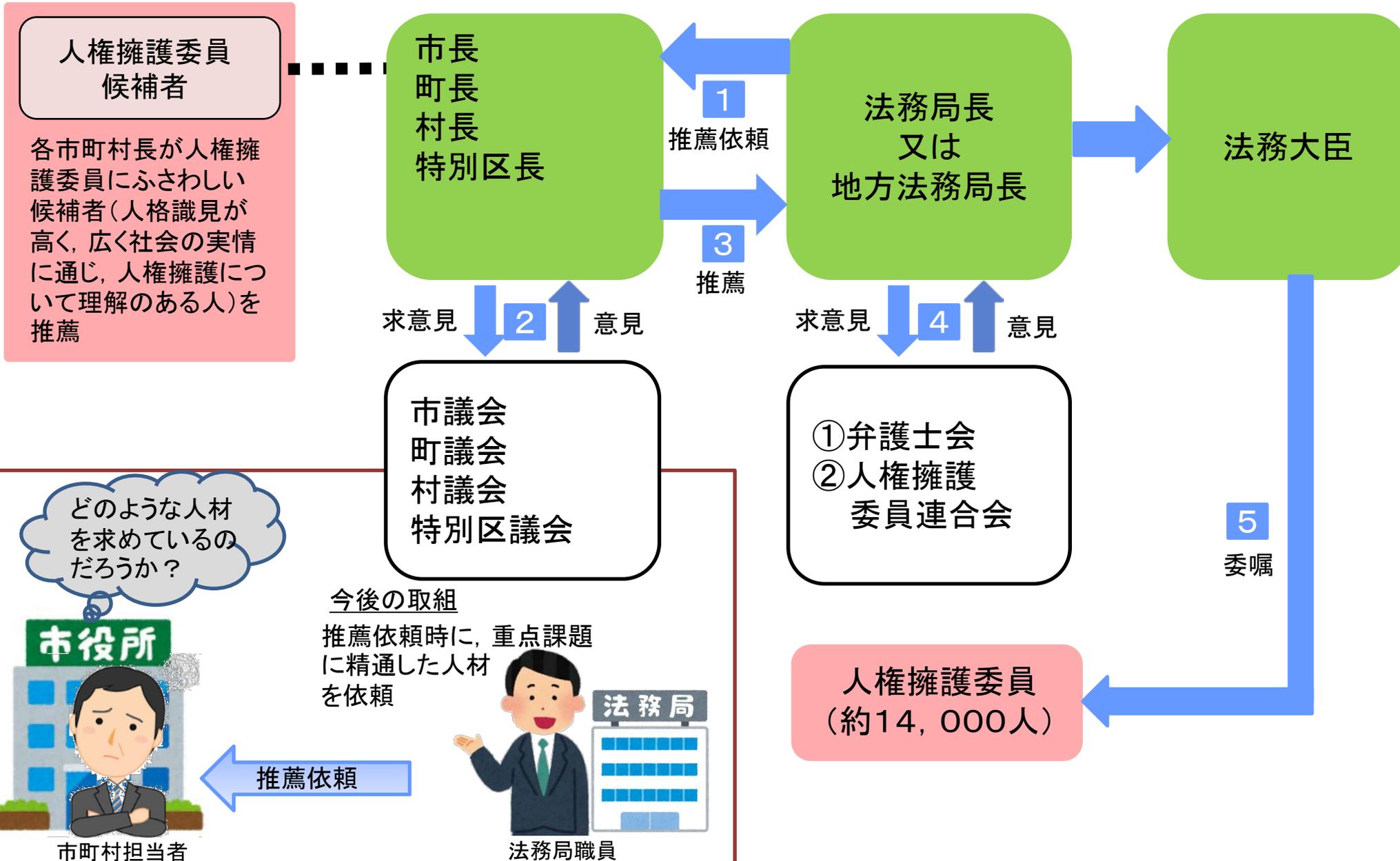
- 報道機関経験者

メディアを活用した啓発手法のアドバイスや報道機関との関係をいかしたテレビ放映・新聞掲載等の働きかけが可能

課題

外国人の人権問題、LGBTの問題、障害者に対する問題、インターネット上の人権侵害等に精通した人材の確保が必要である

人権擁護委員の委嘱の流れ



人権擁護委員の認知度



電話による人権相談



面談による人権相談



人権週間における街頭啓発



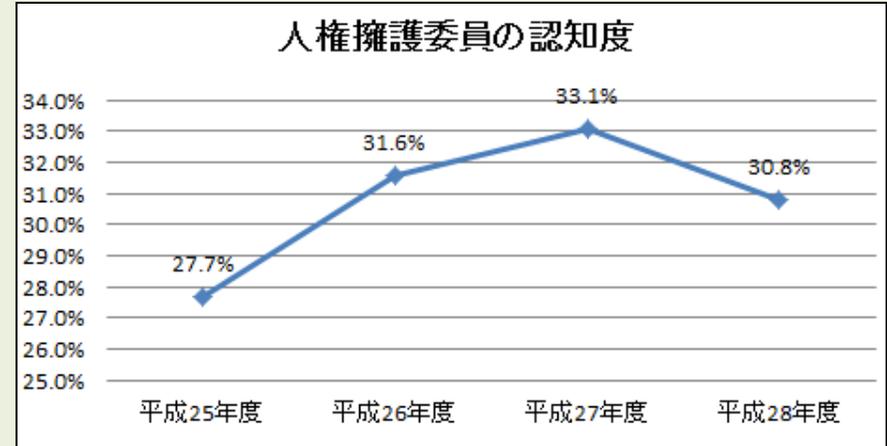
東日本大震災の被災地における寄り添い支援活動



中学校における人権教室



社会福祉施設における人権啓発及び人権相談

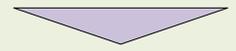


※ 調査対象者数: 平成28年度 18,000人 (その他年度は 9,000人)



人権擁護委員制度周知用ポスター

「人権擁護委員」の認知度は十分とは言えず、市町村では候補者選出に苦慮している状況



さらに重点課題に精通した人材が求められる

課題

「人権擁護委員」の認知度向上を意識した取組が必要である

人権擁護委員の研修制度

基本研修

第三次研修

■第三次研修

対象: 初めて再委嘱されて1年以内の人権擁護委員

目的: それぞれの人権擁護委員協議会において, 人権擁護委員活動の中心を担う者を養成するため, 人権啓発手法及び人権侵犯事件の処理技法等を習得すること

第二次研修

■第二次研修

対象: 初委嘱後2年以内の人権擁護委員

目的: 人権擁護委員としての職務執行に必要な知識 及びより高度な人権相談技法を修得すること

第一次研修

■第一次研修

対象: 初委嘱後6か月以内の人権擁護委員

目的: 新任の人権擁護委員が, 人権相談等の職務執行に必要な基礎知識を修得すること

委嘱時研修

■委嘱時研修

対象: 初めて委嘱された人権擁護委員

目的: 新任の人権擁護委員がその職務を執行する際の心構え, 留意事項等を習得すること

その他の研修

■人権擁護委員指導者養成研修

■委員組織体が開催する自主研修

等

課題

その時々重点課題にふさわしい研修が必要である

人権擁護委員に対する実費弁償金支給の概要

人権擁護委員は、政令に定めるところにより、予算の範囲内で、**職務を行うために要する費用**の弁償を受けることができる。
(人権擁護委員法第8条第2項)

弁償の範囲

人権擁護委員法第8条第2項の規定により弁償すべき費用は、人権擁護委員が、**その職務を行うために要した旅費その他の費用**とする(人権擁護委員に対する費用弁償に関する政令第1条)

- ・ 謝金の類(講演会や研修会等の講師等に対する謝金)
- ・ 旅費の類(人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査に要した旅費及び日額)
 - 旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の例による額を弁償する(同政令第2条)
 - 日額は、各法務局において1日2,000円(法務局に常駐して職務を行う場合は1日4,500円)を上限として定める
 - 旅費額が日額を超える場合は、旅費を支給する
- ・ 庁費の類(ポスター・チラシ等の作成経費、講演会等の会場借料、啓発物品の作成・購入費、会議資料や執務資料の作成経費)

活動旅費

～実費弁償金支給までの流れ～

活動について法務局
と事前協議



・法務局の承認
(又は依頼)



啓発活動等を実施



実施結果報告書を
法務局に提出



法務局で内容を
確認し、活動に対
する実費弁償金
を支給



物品等購入経費

啓発物品の購入等
について法務局と
事前協議



・法務局の承認
・啓発物品の購入



納品物を確認し、業
者に代金の支払い



疎明資料(領収書
の写し等)を添えて
実費弁償金請求書
を法務局
に提出



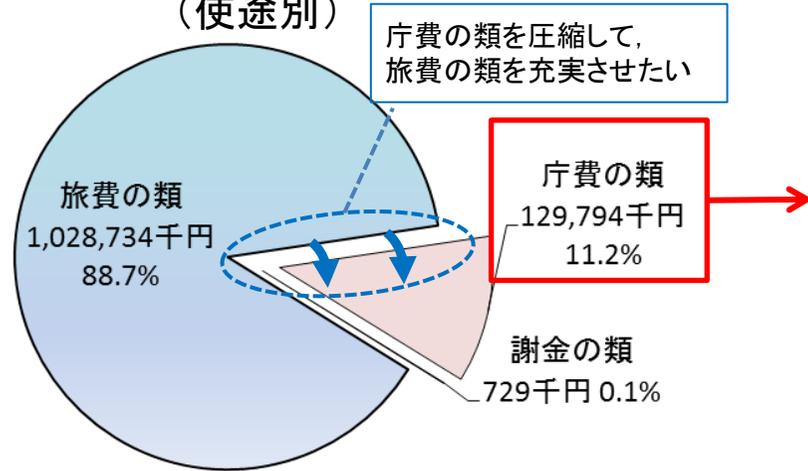
法務局で内容を
確認し、代金に
対する実費弁償
金を支給



人権擁護委員実費弁償金の支出内訳

平成28年度 実費弁償金支出割合

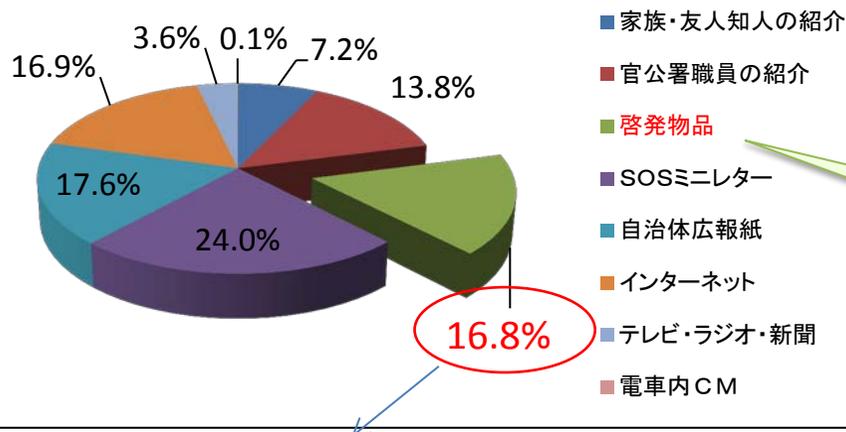
(使途別)



人権擁護委員実費弁償金(庁費の類)支出総額	129,794 千円	総額に対する割合
啓発物品購入費 ※	81,652 千円	62.9%
委員組織体運営費(資料作成費, 通信運搬費等)	20,778 千円	16.0%
作文コンテスト関係費(会場借料, 通信運搬費等)	11,384 千円	8.8%
その他(各種活動に関する資料作成費, 通信運搬費等)	15,980 千円	12.3%

旅費の類: 人権擁護委員の活動旅費(活動のための基礎的経費)
 庁費の類: 人権擁護活動のための物品購入費, 資料作成費, 会場借料等
 謝金の類: 研修等における講師への謝金等

人権相談所を知ったきっかけ(平成28年)



※ 啓発物品

人権尊重思想の普及高揚を目的として行う人権啓発活動の際に、広く一般に配布する物品を啓発物品という。啓発物品を配布し、多くの人に使用してもらうことで、普段の生活の中で人権に関する気付きや意識高揚のきっかけとしてもらうとともに、人権相談の窓口を周知、人権擁護機関や人権擁護委員の認知度向上の役割を担っている。



人権相談所を知ったきっかけの16.8%が、啓発物品

課題

啓発物品の購入費についてコスト削減の余地はないか

平成28年 人権相談件数 225,073件

うち、約37,800件(推計値)が啓発物品を端緒とする人権相談